

審議会の公開について

○ 熊本市市民参画と協働の推進条例（抜粋）

（審議会等）

第11条 （略）

3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 不開示情報を含む事項について審議等を行うとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公にすることが適当でないと思われる事項について審議等を行うとき。

○ 審議会等の設置等に関する指針（抜粋）

（会議の公開）

第11条 所管課長等は、条例第11条第3項の規定に基づき、審議会等の会議を公開するに当たっては、あらかじめ傍聴の手続き、遵守事項等を記載した傍聴要領を作成し、傍聴希望者に対し配布するものとする。